

# 埋立地における市町村の境界紛争とその考察視点

田 辺 裕

## 目 次

- I. はじめに
- II. 境界の既存性
- III-A. 堺市と高石市の境界問題
- III-B. 宮津市と岩滝町の境界問題
- IV. 水面における境界線の特徴

### I. は じ め に

わが国の市町村境界は、昭和 22 年の現行地方自治法が定めているように<sup>1)</sup>、法制的にはその施行以前のものを継承した形式をとっている。しかもその以前の市町村の区域もまた、明治 44 年の町村制法令の同様の規定によって定められている<sup>2)</sup>。そして驚くことに、この区域に関する規定は順次施行して<sup>3)</sup>、近代法制上の最初の法律（郡区町村編成法）においても同様の規定なのである<sup>4)</sup>。つまり市町村の区域とそれを囲繞する境界とは、長い歴史の中で形成され、近代法制の登場する以前に存在していたこととなっている。

また、わが国においては、原則として市町村に属さぬ領域（領土・領海・領空）は存在しないこととなっており<sup>5)</sup>、いわゆる所属未定地でさえ、一応所属の定まっている領海内に新たに生じた土地（その主たる原因は埋立である）を指すのである<sup>6)</sup>。したがって、境界を創設行為として定めることはあり得ぬことであり、「従来の」境界の確認行為が、境界を画定して行く原則となる。もしその境界に争論があるとすれば、それは境界認識のずれに起因することになる。すなわち、当該町村の各々が考えていた境界が異なっている場合に、正しい境界を「見出す」ことが重要となる、この正しい境界の既存性を前提とする法体系のもとでは、現実により合致した境界の「新設」はきわめて困難である。

本稿では、現実の境界紛争において確認行為と創設行為との間で決断を下さざるを得ぬ実状を、行政地理学の立場から分析してゆくこととする。

### II. 境 界 の 既 存 性

#### 1. 古 典 的 紛 争

現行の市町村境界はその既存性を基礎としているが、前身となった近世の村落共同体的郷村

制下のマチやムラと近代市町村との間の最大の相違点は、前者が属人主義をとり、後者が属地主義をとっている点にある。

近世の村は人を組織することが先行し、土地は従属性であるから、村人としては算入されない人々（村八分や一時的寄留者）が存在し、かつての村にも属さぬ土地や他の村との入会地などが存在していた。村人の生活に密着した土地に関しては、一筆の田畠・一本の立木の帰属が明確であると同時に、売買や相続などを契機として領域の移動もあり得た<sup>7)</sup>。このような場所では、互いに隣接する村相互の間の交換や村切を経て、境界線は複雑な曲折や飛地を持つ追認境界となっている。

しかし村人にとってただ周辺にあるだけの山岳地や水面は、実質的にはいわば限界帯であり、他村との間にある山林は境界帯となっている<sup>9)</sup>。一般に入会地や共有地となっている部分は境界帯の残存とみなしてもよい。したがって現在につながる境界の既存性を、この境界意識の希薄な境界帯に見出すことはかなり困難である。かりに境界が存在するとしても、平地の追認境界にみられるような曲折は少なく、山岳の稜線（山分け）、河川（川分け）、見通し線など

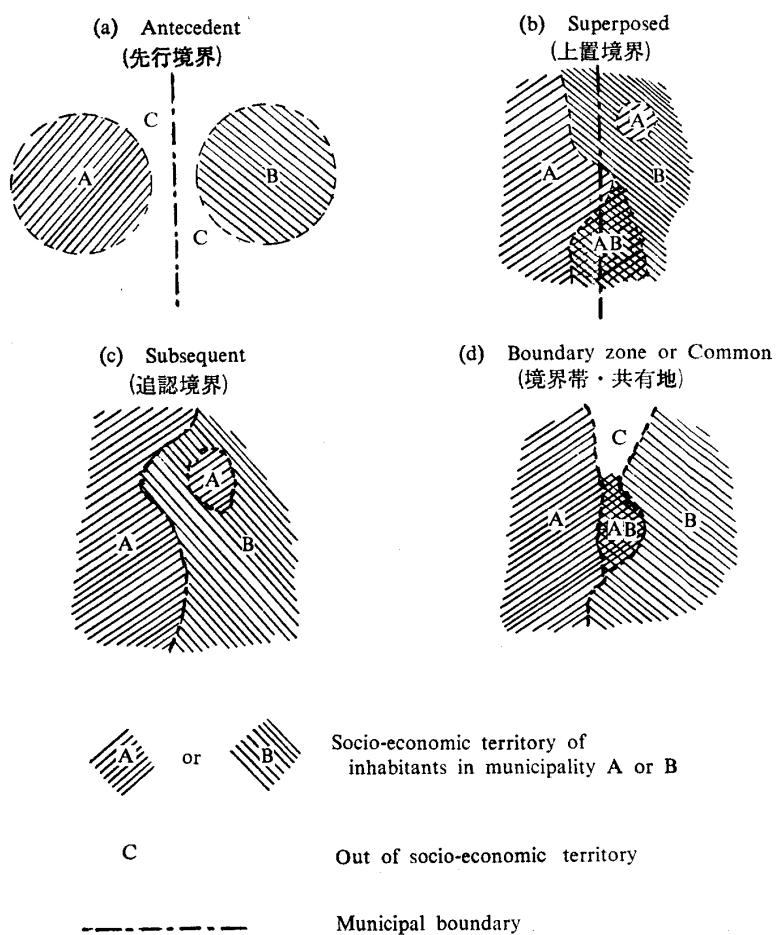


Fig. 1. Model of boundary.

境界意識のない者にとっても明確に識別できるものが境界であって、いわば先行境界をなしている<sup>8)</sup>。その点で、従来の自然境界や人為的境界とも言われる数理境界は、発生的には同一の性格を持っている。

もし境界の既存性が確立しているのであれば、境界紛争は起り得ぬはずである。しかし現実には問題が起っており、その多くが山岳地域や沿岸地域に発生している。これは、先行境界として近代以前に成立した境界が、村の社会経済圏の拡大とともに、村を中心とした社会経済的境界と不整合になった場合にみられる。また境界附近に新たな政治経済的価値が生まれて、その帰属を争う場合もある。

このような古典的な境界紛争は、江戸時代の藩界に少なからず見られ<sup>10)</sup>、筆者も土佐・伊予の間の篠山における境界や宇和島沖合の沖の島における境界をとり上げた<sup>11)</sup>。しかしこの古典的紛争は決して江戸時代にのみ起るのではなく、現代においても起ることは、蔵王における宮城・山形両県の争い<sup>12)</sup>や久六島における青森・秋田両県の争いにみられるし、富山県の山岳部にもいわゆる「所属未定地」は広い。いずれの場合も、境界の既存性に疑問をもっているのであるが、境界帶の既存性までも疑っているわけではない。いわば境界帶の分割に際して、互いに隣合う市町村がそれぞれ「既存と考えていた」先行境界が不一致であったり、先行境界と社会経済的境界との不一致に起因する紛争である。

## 2. 現代の紛争

ところで、現代日本に頻発している境界問題は土木技術の進歩と共に急速に拡大している埋立地の帰属である。これも、すべての領海がそこを地先とする市町村に分割されており、一応の境界が既に存在する立場から、現法体系においては、その確認によって境界が確定される。しかし現実に埋立地において境界論争が多発するのは、境界の既存性を海上にまで延長していないからであるか、あるいは海上における境界は漁業権その他の海洋行政上の権限に関して存在してはいるが、埋立地の成立とともに海上に行政上の空白地が生じたからであると考えてもよい。これについての基本的考え方については別稿で詳述したので<sup>13)</sup>、要約した図を示すと、Fig. 2 のモデルのごとくになる。

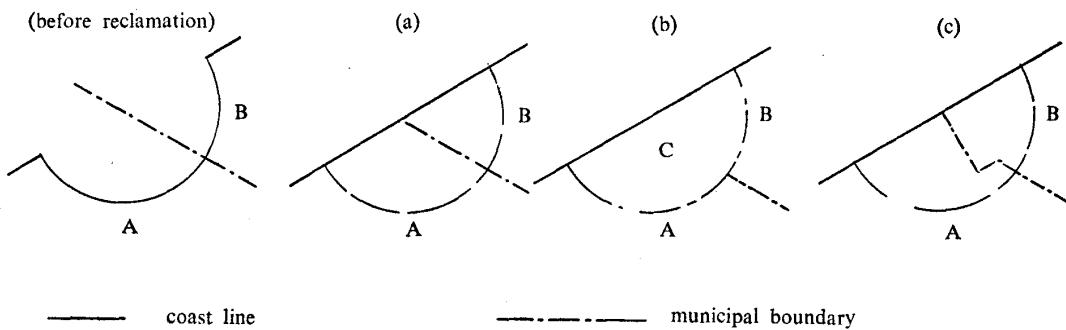


Fig. 2. Boundary on the new reclaimed land.

(a) は先行境界として海上における境界の既存性を認める場合である。これは多くの場合、漁業権上の境界として成立し、埋立に際して補償によって消滅する。しかしその漁業境界が長い間安定し、特に県境によって許認可の担当自治体が異なる場合には、それは実質化した追認境界として、地域の人々に強い境界意識を植えつけることになる。また国土地理院の地形図においても、しばしば (a) の形の陸上境界の延長線が記入されている。これは、追認境界として接する関係市町村の確認によって成立したものであるが、一旦争論が起れば抹消されて、その確認に至るまで記入しない例が多く、境界論争には消極的ないし従属的立場をとっている。(b) は埋立地をもって新市町村を創設する場合で、これは、はじめに述べたように、境界の既存性にもとづく我が国の法体系のもとでは原則として認められていない。(c) は、新たな市町村を創設しない点では (a) と同じであり、先行境界を確認するのではなく創設的である点において (b) に近い。しかし (c) も完全に創設的ではなく、形式的には既存の境界の確認を行なっている。海上に既存と想定される先行境界は決してひとつではなく、隣接する市町村のそれぞれの立場によって、あるいは漁業や港湾などその関係する機能において異なり、複数の境界が成立している場合が少なくない。確認は、境界帶の分割と言う創設的内容を含みながら、いわばこれら複数の先行境界の間の調整によって、既存とみなされる境界を「見出す」または「決定する」のである。その点 (c) は (a) と無関係ではない。

現代における埋立地の境界問題の多くは (c) の形で決定されているので、本稿では 2 つの具体例を中心として分析を進めたい<sup>14)</sup>。

### III-A. 堺市と高石市の境界問題

#### 1. 前 史

両市の境界論争には、堺市と大阪市との境界から述べねばならない。この論争は、堺・大阪両市の陸上境界をなしている大和川の河口が方位  $270^{\circ}$  (真西) の方向に伸びているので、高石市との境界が  $270^{\circ}$  以上に北に振れれば、堺市の海面は先細りとなるが、 $270^{\circ}$  以下で南に振れるならばその海域は広がることを背景としている。

昭和 41 年、両市にまたがる沖合に完成した埋立地、北第 1 区 (494.8 ha) と第 2 区 (18.8 ha) の境界が決定された。第 2 区は、臨海の浜寺公園に接して造成され、現況はその延長としての公園である。その陸上境界は小川で、埋立に際してそれが暗渠となつた後も、その小川の延長部分がそのまま境界となっており、ほぼ旧海岸線に対して直角をなしている。

第 1 区埋立地は、巾 200 m の浜寺水路によって第 2 区とへだてられ、境界線附近には堺市側から高石側に向って、ゼネラル石油・大阪ガス・三井高圧化学の大工場が並んでいて、その工場敷地間の境界線は、いずれも旧海岸線とほぼ直角に走っている。両市の境界線は、これら工場敷地の境界の中から、第 2 区における市境にもっとも近い境界線をえらんでいる。

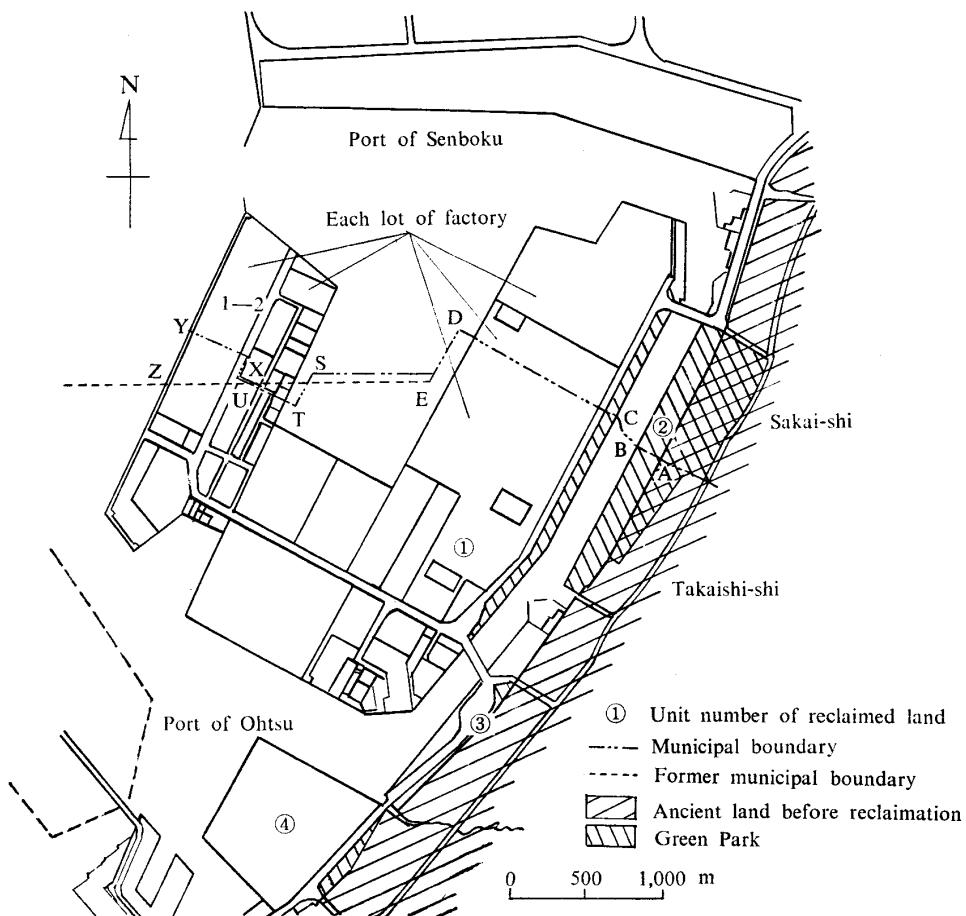


Fig. 3. Municipal boundary between Sakai-shi and Takaishi-shi (Osaka Pref.) on the Senboku reclaimed land.

しかし一区の外海側に出た境界は、図3のごとく約350m高石側E点に戻り、それより方位270°の方向に引かれた。この270°は、先の大坂・堺の境界線の方向と関係があって、堺市の海域が先細りにならない方向なのである。しかし一連の文書類<sup>15)</sup>に添付された地図がこの270度線の終点において不一致であることが問題となる。これら文書類の正文では、「270度に引いた線」として終点を示していないので、いわば府境に達するまでの打放しとなっているが、高石側としては、防波堤で止まっている(Fig. 3におけるS点)としている。でなければ、高石は前面海域を斜めに切られてしまうことになる。

## 2. 問題の発生

昭和43年8月23日、くだんの防波堤の外海側(Fig. 3における①-②区追加)を埋立て、第1-2区を造成することに関して大阪府は両市に諮詢した。これに対する高石市の解答の一部は、先

の 270 度線の問題をとり上げ、E 点より 270 度方向へ「打ちはなされた」境界線を、ほぼ旧海岸線と直角の CD を結ぶ線を延長したものに変更するとした。埋立工事はその解決に先行してすすめられ、第 1-2 区は 46 年 6 月より 3 地区に分れて竣工し、全体は 47 年 10 月 26 日に完成した。この間、高石市側からこの地区の境界に関し争論があるとする旨の調停が府に対して申請された (46 年 12 月 28 日)。

高石市の主張は、次の点にまとめられる。

- (1) 埋立地には自然的境界が見出しつらいが、しかしみだりに人為的境界をもって分割すべきではない。
- (2) 関係市町村・都道府県・国の各種機関等における係争地に対する事務処理の実状を考慮すべきである。たとえば第 1-2 区は高石市を通じて達することができ、高石警察署管轄区域である。
- (3) 行政権行使の便宜および地域住民の福祉と社会経済上の便益から勘案されねばならない。
- (4) 270 度線を認めるのならば、高石市地先水面の失なわれる部分を、南側の泉大津市地先水面を要求することになる。

これに対する府側の解答は、境界がすでに決定されており、「争論がある」状態ではないとした。これに対して高石市は、昭和 47 年 7 月 4 日、堺市に対して、大阪地裁に「境界確定の訴」を起した。

### 3. 問題の経過と結果

両市の争論は、大阪府が「確定済み」と堺市の立場をとったため、府と高石市との争論となる。市の区域内にあらたに生じた土地の確認<sup>16)</sup>や、その区域に関し、字の区域をあらたに画する届出<sup>17)</sup>などに際して、府は堺市のものを受け、高石市のものを返送した。地裁においては 49 年に前後 12 回の口頭弁論が開かれ、第 1-2 区全域を高石市に編入し、それによって失なわれる堺市の固定資産税 (約 6 億円) 分を、すでに高石市に確定している第 1 区のうち三井高圧を分割して堺市に加えることによって補填する和解案も作られたが、不調におわった。

しかしこの間、48 年 3 月に分譲契約を結び、50 年 3 月 20 日に土地引渡しとなっていた進出中小企業 75 社から、上水の供給や土地を担保とする融資を求めるために、土地の確認と名称の設定が強く望まれた。結局、堺市から提出された土地の確認と新らしい町の区画の設置は、49 年 11 月 6 日に告示された。

このように埋立地への工場進出を、府と両市が後追いせねばならない状況となった段階で、51 年 6 月 7 日に府議会議長の調停案が提示された。具体的な境界線は Fig. 3 の如く A～E と S～Y 点であったが、結果として一応 270 度線の市境 (EZ) を認めた上で境界変更を行ない、飛地が生まれ、270 度線が排され、新海岸線で終点として「打ちはなし」の終点に関する

論争を防いだ。

この調停案にしたがって、高石市による土地の確認と両市間の境界変更の申請<sup>18)</sup>が昭和 52 年 2 月 25 日に提出された。同年 3 月 7 日、知事による泉地第 1-2 区埋立地における両市の境界決定、3 月 20 日、自治大臣の告示<sup>19)</sup>があった。高石市の訴訟取下げは 52 年 6 月である。

### III-B. 宮津市と岩滝町の境域問題

#### 1. 前 史

両市町の境界論争は、宮津湾から西に湾入する入江、阿蘇海における埋立地に関するものである。この湾口の「天の橋立」を含め、海岸線全体の 3 分の 2 が宮津市、その地岸から奥の 3 分の 1 が岩滝町である。湾は、岩滝町から流入する野田川の供給する土砂を別として、両市町の境界線上に立地する大江山ニッケル（株）がニッケルの精練過程で排出するスラグ（廃鉱石）によって、主に北西の湾奥と岩滝町側から埋められつつある。

図 4 にみるように、昭和 37 年に完成した第 1 工区と 47 年に竣工認可された第 3 工区は

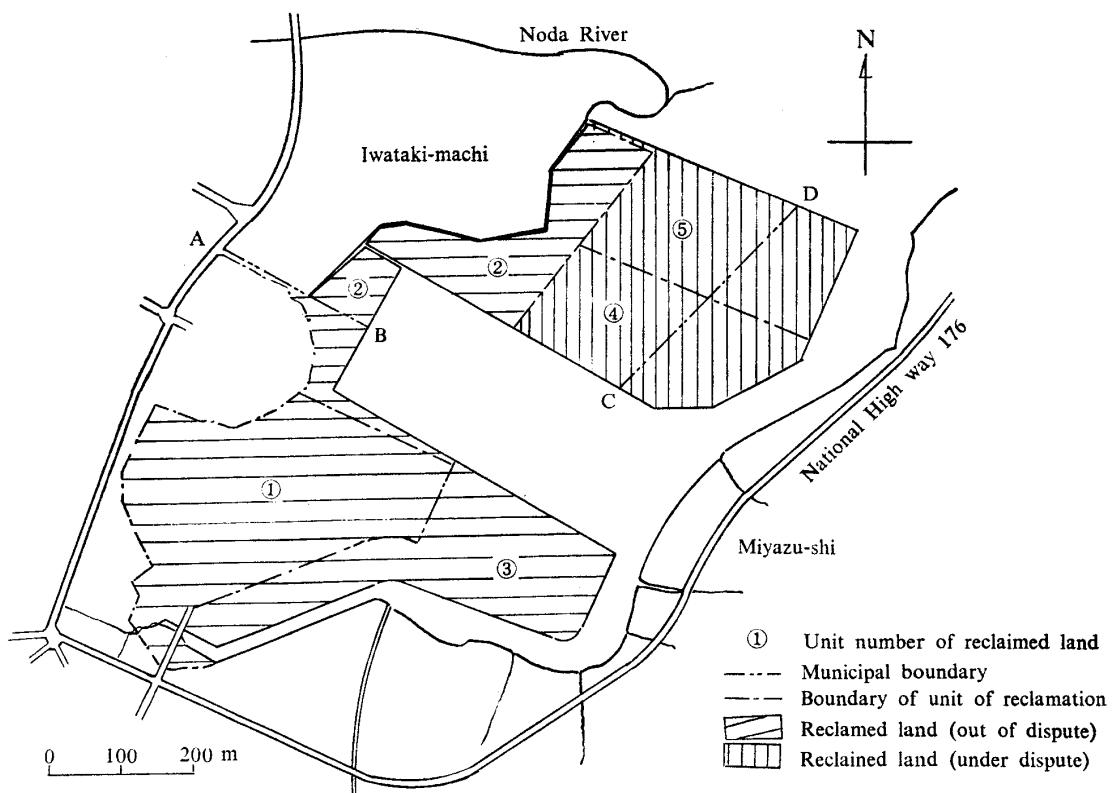


Fig. 4. Municipal boundaries between Miyazu-shi and Iwataki-machi on the reclaimed land in the Aso Sea.

ともに宮津側にあって問題とならなかつたが、46年5月24日に完成した第2工区が両市への境界にまたがり、争論の発端になる。第2工区自体は北岸沿い埋立てられ、遠い南岸との関係で境界論争になることもなかつた。あらたに生じた土地(第2工区)における境界は、北岸の両市町の境界をなす水路の中心線の延長ABをもつてあつた。この水路は野田川の旧河道で、ほぼ旧海岸線から直角に海に向つてゐる。

問題提起は、その第2工区の確認の議決に際して宮津市議会が行なつてゐる。すなわち、その後つづいて施工される埋立地について両市町の境界について問題が生じるおそれがあるので、埋立免許の当時の状況を基礎として、すみやかにその所属区域に関して協議すべきである旨の附帯決議(46年6月19日)を行なつたのである。

他方、岩滝町は、当初から地先優先主義の考え方で、しかも第1・2・3工区がすべて地先主義によって帰属市町を決定しているため、残余の第4・5工区を協議の対象とは考えてゐなかつたようである。

## 2. 争論の経過と結果

宮津市の先の附帯決議にもとづく協議の要求は、第4・5工区の全域をすでに自らの町域と考えていた岩滝町にとって、宮津市からの横やりのごときもので、同町はこの境界を協議すること自体に疑問を抱いていたようである。

宮津市は昭和15年の埋立申請時の海岸を基準とする中心線主義を主張し、70mの南岸沿い水路は飛地の要件とならないとした。他方、岩滝町は地先主義をとり、飛地の形成に反対し、自然地理的境界(水尾は南岸沿いにある)を用い、北岸からの野田川の三角州の前進と言う自然的変化を不問とするような旧海岸線を基準とする考え方に対する反対した。

岩滝町の調停(争論となること)自体に対する強い疑念から、京都府側の調停はなかなかすまず、やっと51年3月に、両市町長から調停依頼書が提出された。これに対する府の地方課長案は、等距離線をもつて分割する点で宮津市の主張を入れ、その基礎とする海岸線を第2工区終了時(争論発生時)の海岸とする点で岩滝町の主張に近寄つた。また同課長案の後段には、飛地を作らないように、第1から第5工区の埋立全体の行政区画の整理を行なうことも含まれた。

52年6月21日に岩滝町議会がこの調停案を承認したので、まだ工場施設も何もない埋立地に見通しのよい直線を引くため、若干の交換分合が行なわれ、図のCD線に落ち着いたが、調停案の後段は実行されなかつた。52年9月14日、両市町は、船だまり側C点を等距離線の基点として、宮津市43,728m<sup>2</sup>、岩滝町65,202m<sup>2</sup>の府提示案面積となるよう直線をD点に向つて引き、埋立の旋工者であり所有者でもある大江山ニッケルKK社長(52年6月13日、日本冶金より独立)の立合のもとに仮杭を入れ、市町村境界確認書に調印した。両市町長の申請にもとづき、新たに生じた土地の確認ならびに同土地の帰属に関する府の告示がな

されたのは、昭和 52 年 11 月 18 日のことである。

#### IV. 水面における境界線の特徴

##### 1. 隣り線と向い線

以上の 2 つの事例において明白なことは、Fig. 3 における堺市と高石市の境界線のうち、AB, CD, TU, XY の部分や Fig. 4 における宮津市と岩港町の境界線のうち AB の部分が示すように、隣接する市町村の境界（「隣り線」）には、ほぼ旧海岸線に対して垂直の線が用いられていることである。また海をへだてた対岸の町村の境界（「向い線」）の場合には、Fig. 4 における宮津市と岩瀬町で問題になった CD のごとく等距離線が用いられている。

埋立地における市町村境界は、旧水面における境界をいかに利用するかであるから、水面における境界が確定必要である。水面における地方公共団体の境界については、加藤がよく整理しており<sup>20)</sup>、もっとも一般的なものとして等距離線による区分をとりあげている。しかしそれでは「隣り線」と「向い線」の区別が明確でなく、向い線にみられる等距離線は、直線状の海岸における隣り線における垂線となることが見落されている。垂線も等距離線の一種ではあるが、Fig. 5 にみるように、入江においても、 $\angle ADB < 90^\circ$ （鋭角）の場合には等距離線に近く、 $\angle ADB > 90^\circ$ （鈍角）の場合には垂線に近い。

見通し線は漁業上の境界としてよく利用され、測量技術の未発達な時代に成立した慣行的な先行境界である場合が多い。堺市と高石市の間で問題となった 270 度の線も、堺市にとって一種の見通し線である。ただし、大阪市と堺市との境界（270 度）を南に連なる高石市との間に援用する考え方は、大阪府の海岸線が和歌山県境に向って次第に西方（270 度方向）に振れてゆくことを考えれば、まったく根拠はない。なぜなら、大阪府の最西端にある岬町は、海岸線がほぼ東西に近く、270 度線を援用すれば、海域をほとんど失ってしまうからである。また先行境界であるために、境界意識が当事者の間でくいちがい、争論を起すことも少なくない<sup>21)</sup>。実際、堺市と高石市との間の境界が、かなり垂線に近く修正された基礎には、「隣り線」における垂線主義の一般性が含まれていると考えてよい。

国際的には、すでに海洋法の上で等距離線主義に向っており、地先水面に公海が開けていない場合、河川や内海 (Fig. 5 の a), 入江 (同じく b) において等距離線が採用される<sup>22)</sup>。国家間では、隣接国との調整より対岸国との分割が重要となるために等距離線に向うのであり、大陸棚問題においても、自然地理学的境界線は用いられない。

##### 2. 境界を決定する技術上の検討

争論があつて、見通し線やみお・タールヴェークなど歴史的先行境界が否定された場合の一般的な境界決定方式は等距離線（向い線）と垂線（隣り線）であるから、その決定の技術上の問題を検討しておこう。争論は原則として 2 市町村間の問題であるから、ここではその一般

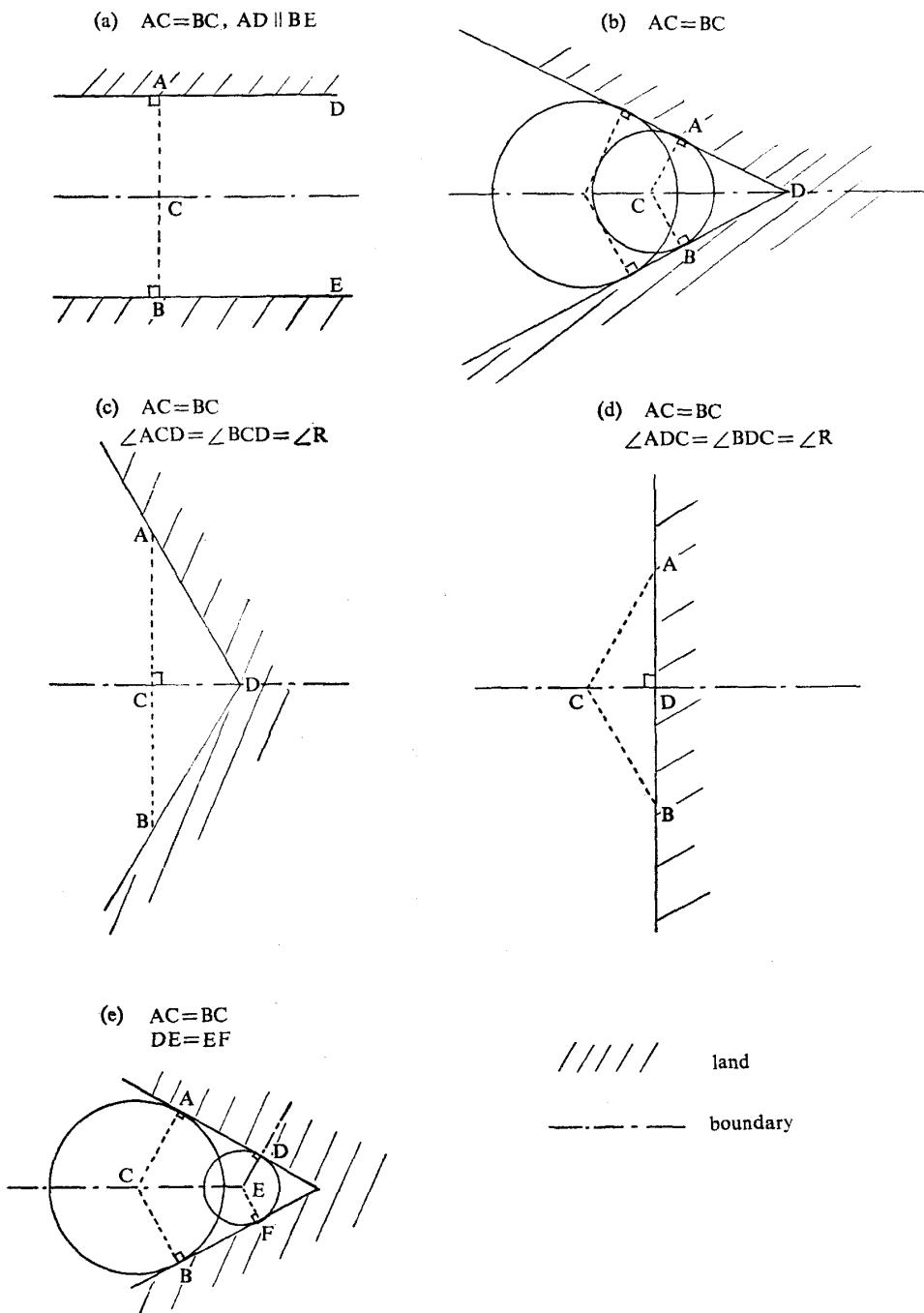


Fig. 5. Model of municipal boundary on the water.

論を考え、具体的事例への適応の準備をしておきたい。

向い線における一般的方法はごく簡単な手法があって、両岸に接する円を必要な数だけ描いて、その中心線を結べばよいのである。埋立地について言えば、旧海岸線の設定が問題であるから、埋立前の地形図を利用することとなる。また「隣り線」は、陸上の境界線の終点にもっとも近い海岸線（埋立地では旧海岸線）の方向に対して垂線を引くことになる。この垂線は、

旧岸線の凹凸の状態によって、精度の高い設定がかなり困難である。これは、海岸線の曲線の凹凸の転換点（入江と岬との境界点）を求めて、その2点を結んだ直線に対して直角の垂線を引くことによって代えられよう。

「隣り線」と「向い線」の複合される境界も、鋭角的湾入の側腹に陸上境界の終点が現われる場合に出現するが、Fig. 5 の (e) のごとく、その終点 (A) と対岸 (B) に接する円の中心 (C) までが隣り線 (AC) で、C から先は向い線となる。

### 3. 理論上の境界と現実

地理学的視点に立って、海上または埋立地の境界線の設定問題に関して一応の結論をまとめみると、

- (1) たとえ先行境界ではあっても、見通し線・みお線その他の歴史的に形成されて來た境界線が第一に尊重されるべきであって、その意味では境界の既存性を認める日本の法体系の基本をみだりに変更すべきではない。
- (2) 先行境界に関して論争がある場合には、追認境界を設定する可能性を追求すべきであるが、問題は何が社会・経済的な実質上の境界になっているかを明らかにすることである。徴税・登記・住民登録その他の行政上の境界、買物・サービス・通勤・通学などの生活上の境界など地域によって多様であるから、先行境界論争の上で、各々が主張する先行境界の評価に用いられる程度であろう。
- (3) したがって、先行境界・追認境界のいずれもが問題となる場合には、機械的一義的に設定できるように、地図の上で幾何学的な、一種の上置境界を設定する必要がある。
- (4) 海上には2種類の境界（「向い線」と「隣り線」）があって、もっとも一般的な上置境界は、「向い線」では等距離線、「隣り線」では海岸に対する垂線である。
- (5) しかし現実には、当該地域から得られる税収入、逆にその地域に対して与える各種の行政サービス、両当事者の政治的威信など、以上の理論的な境界設定論（先行境界一追認境界一上置境界：等距離線と垂線）を修正する要素が多く、政治的な「調停」や「妥協」が必要となる。

筆者は目下、大牟田市と荒尾市との有明海における埋立地の境界設定に関して調査をすすめている。これは、理論的境界線の現実への応用事例として興味のあるテーマであるが、係争中の事例でもあるので、ここではその詳細を述べない。地理学上の応用・実験として、両市の境界問題はひとつのモデルを提出するものであるが、その学問上の問題と司法の庭における判定とは別の問題である。

## 註

- 1) 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号）
 

第 5 条 普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。
- 2) 町村制法令（明治 44 年 4 月 7 日 法律第 6 号）
 

第 1 条 町村ハ従来ノ区域ニ依ル
- 3) (市制町村制（明治 21 年 4 月 25 日 法律第 1 号)
 

市制

第 3 条 凡市ハ 従来ノ区域ヲ存シテ之ヲ変更セス但将来其変更ヲ要スルコトアルトキハ此法律ニ準拠スヘシ

町村制

第 3 条 凡町村ハ (以下同文)
- 4) 郡区町村編成法（明治 11 年 7 月 22 日 第 17 号布告)
 

第 2 条 郡町村ノ区域名称ハ總テ旧ニ依ル
- 5) 遠藤源六（1937），公共水面は府県、市町村の区域なり，自治研究第 13 卷第 3 号  
 美濃部達吉（1942），行政法撮要  
 同（1940），日本行政法 など
- 6) 所属未定地と従来地方公共団体の区域に属しなかった地域との区別（昭和 27 年 8 月，行政資料）
- 7) 長井政太郎（1960），飛地の研究（人文地理 12）
- 8) Pounds, N. J. G. (1963), Political Geography
- 9) この Pounds の境界分類概念を用いた議論は、田辺 裕（1980），「境界」の地理学的検討（地方自治協会編，境界紛争とその解決，第 3 章）を参照。なお第 1 図は、そこで用いたモデルの要約である。
- 10) 岩田孝三（1953），境界政治地理学 にその事例研究が多い。
- 11) 田辺 裕（1980），Ibid.
- 12) 同上 および  
 佐藤 竜（1979），蔵王における宮城・山形両県の境界紛争（地方自治協会編，市町村の境界に関する研究，第 1 章）
- 13) 田辺 裕（1980），Ibid. pp. 101～108.
- 14) 地方自治協会編（1979），Ibid. において筆者が報告したもの（pp. 66-82）を要約して再録した。
- 15) 昭和 41 年 9 月 7 日付文書，知事の堺市長および高石町長に対する諮問——地方自治第 9 条の 2 第 1 項 昭和 42 年 3 月 30 日付文書，知事の境界決定
- 16) 地方自治法，第 9 条の 5 第 1 項
- 17) 同法 第 260 条 第 1 項
- 18) 同法 第 7 条 第 1 項
- 19) 同法 同条 第 6 項
- 20) 加藤栄一（1966），水上における地方公共団体の境界について，自治研究，第四十二卷七号，pp. 83-108.  
 彼は、次の 7 つの主義を指摘している。これらのうち、自然地理学的な海底地形による境界は最後の「みお、浅瀬、タールヴェーク主義」であるが、これは変化しやすい点でむしろ論争をまねきやすい。たとえば流路変更や河川改修による。7 つの主義についてはひとつずつ取り上げない。  
 a) 等距離線主義 b) 垂線主義  
 c) 中点連続主義 d) 陸上境界線延長主義  
 e) 平行線主義 f) 見通し線主義  
 g) みお、浅瀬、タールヴェーク主義
- 21) 田辺 裕（1980），Ibid. では土佐・伊予の国境にある沖の島の事例をもって見通し線に関する争いを取りあげた。
- 22) 公海となっている場合には、当然のことながら、先の 7 つの主義のうち、海岸に平行に領海が決まる平行線主義となり、他の領域との境界ではなく、いわば限界線となる。
- 23) たとえば北海におけるノルウェーとイギリスの境界決定が等距離線を基礎とした。

## Dispute on the Municipal Boundary of Reclaimed Land in Japan

By

Hiroshi TANABE

The Japanese municipal boundary follows legally upon its precedent which can be traced back to the feudal age, that is, that the municipal territory is the heritage of the ancient community. Even if there should be a dispute on the boundary, the legal process does not allow for a decision regarding a new boundary line, but, instead, requires that it be found once again. Disputes occur generally in mountain areas or at the sea, often on reclaimed land, where the boundary line has not previously been formed but simply a boundary zone or frontier has existed to date, or where, if the line has existed, the antecedent boundary is not recognized by concerned municipalities. Because the ancient boundary, even if it could be found, may be a legal fiction, it is imperative that a new boundary be defined.

The antecedent boundary, rejected by either municipality, should be replaced by a subsequently established boundary which traces the limit of the socio-economic area of the human activities in each municipality. But it is actually difficult to establish a subsequent boundary in any form, because such activities can not be easily delimited and, furthermore, often form a transitional zone. If it is impossible to fix the subsequent boundary, the new boundary line should be superposed on the complicated transitional zone, which, for example, is very different from the superposed boundary drawn by European countries in Africa at the moment of their colonization.

The two case studies in Osaka and Kyoto Prefecture indicate that the superposed boundary in areas adjacent to the sea can be classified in two categories; a boundary between municipalities which are separated by the sea and a boundary between neighboring municipalities on the sea coast itself. The former follows the line of equal distance from both sides of the shore and the latter establishes a vertical line on the coastline. This cartographically superposed boundary may prove to be ineffective in an actual dispute, as modified by the political prestige of each of the municipalities, or by concern about income expected as tax of the

reclaimed land.

The author has been asked to examine an ongoing boundary dispute between Arao-shi (Kumamoto Pref.) and Omuta-shi (Fukuoka Pref.). This will be an interesting case study because the decision of the court is expected in the near future.